

**【提出の際の注意】**

- ①届出しに来た方の本人確認を行いますので、本人確認書類をお持ちください。(マイナンバーカード、免許証等)
- ②婚姻届だけでは住所変更はできませんので、別途手続きが必要になります。転入される方は前住所地からの転出証明書をお持ちください。
- ③十和田市に住所がありマイナンバーカードをお持ちの方が氏名や住所を変更された際には、マイナンバーカードのお手続きが必要です。閉庁時に届出された方は後日、開庁時間内にお手続きをお願いいたします。

ご結婚  
おめでとう  
ございます

**見本**

婚姻届

令和 8年 8月 8日 届出

青森県十和田市長 殿

夫になる人	妻になる人
(1)氏名 イチムラ ケンタロウ	トワダ ハナコ
市村 県太郎	十和田 花湖
生年月日 令和5年12月5日	令和7年7月7日
住所 青森県八戸市八戸三丁目1-3	青森県十和田市西十二番町6番1号
本籍 青森県八戸市三丁目1番	青森県十和田市西十二番町6番
父母及び養父母の氏名	父母及び養父母の氏名
夫の父 八戸 次郎	妻の父 十和田 一郎
母 市村 和江	母 十和田 桜
養父 市村 市雄	養父
養母	養母
結婚後の夫婦の氏・新しい本籍	新本籍 (左の氏の人が入らずに戸籍の筆頭者となっているときは書かなくてください)
夫の氏	妻の氏
青森県十和田市西十二番町6番	青森県十和田市西十二番町6番
同居を始めたとき	同居を始めたとき
初婚・再婚の別	初婚・再婚の別
同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と
夫妻の職業	夫妻の職業
届出人 夫 市村 県太郎	妻 十和田 花湖

記入の注意

証人

署名 (※押印は任意)	●●●●●●●●●● 印	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲ 印
生年月日	平成3年4月5日	昭和30年1月1日
住所	青森県三沢市三沢町1-2-3 アパートA号室	青森県十和田市西十二番町6番1号
本籍	青森県三沢市三沢町一丁目2番	青森県十和田市西十二番町6番1

同居していない場合は空欄

必ず日中連絡がつく連絡先を記入してください。

夫、妻になる方ご本人が自署してください。

届出する日付を記入してください。届出した日が婚姻日になります。閉庁時(土日祝等)に届出する場合は、事前に市民課職員から記入内容の確認を受けてください。不備がある場合は、再来庁が必要です。

届出時点で住民登録をしている住所を記入してください。婚姻届では住所変更(転居・転出・世帯合併)ができません。別途手続きが必要です。

実父母及び養父母の氏名を記入してください。亡くなっている親でも記入は必要です。

婚姻後に名乗る氏をお二人で決めて☑してください。☑の氏の人の方がまだ戸籍の筆頭者でない場合は、☑の氏の人を筆頭としたお二人の新しい戸籍をつくることになりますので、新本籍(※)を記入してください。☑の氏の人の方がすでに戸籍の筆頭者となっている場合には新本籍の記入は不要です。

◎夫の氏に☑した場合…婚姻後、妻になる方が夫になる方の氏を名乗ります。  
◎妻の氏に☑した場合…婚姻後、夫になる方が妻になる方の氏を名乗ります。

※本籍は、日本の領土内の実在する場所であればどこでもおくことができます。閉庁時に届出する場合は、必ず事前にご確認ください。